

# 第1部 計画の概要と市の将来像

# 第1章 計画の概要

## 第1節 計画策定の趣旨

### 1 循環型社会形成の必要性

21世紀は環境の世紀ともいわれ、地球温暖化問題の解消に向けて、石油などの化石燃料の燃焼によって生じる温室効果ガスの排出の抑制や環境にやさしい風力・太陽光発電など新エネルギーへの転換が世界各国で取り組まれています。地球の自然環境と生態系を保全するためには、数多くの課題が残されています。

よりよい地球環境を将来の世代に継承していくためには、自然環境と共生し、地球環境への影響を最小限に抑えた社会を形成することが必要であり、地球環境問題に対する取組みの重要性は、今後ますます高まってくると考えられます。

本市においても、地球環境への負荷を減らし、身近にある豊かな自然環境を守るため、市民や企業、行政などが協力して、それぞれの役割分担のもと、自らが実行可能な活動に積極的に取り組み、ごみの減量化と再生利用を推進してきました。

今後、こうした取り組みを継続して限りある資源を循環利用することにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する循環型社会の構築を更に進めていく必要があります。

### 2 計画策定の趣旨

本市では、平成17年3月に合併により新市となったことに合わせて、平成18年3月に「米子市一般廃棄物処理基本計画（第1次）」（以下「第1次基本計画」という。）を策定し、循環型社会の形成に向けて、廃棄物の減量化、再資源化及び適正処理に関する施策を推進してきました。

ごみの排出を抑制する誘導策として、家庭系ごみでは、平成19年4月から可燃ごみ・不燃ごみ・不燃性粗大ごみの収集の有料化を実施した結果、ごみの総排出量が大きく減少し、平成22年度のごみ減量目標値を達成するなどの成果が現れています。また、ごみ処理の有料化によって、ごみ処理経費の財源の確保にも大きく効果が上がっています。

資源の再生利用の面では、米子市クリーンセンターで可燃ごみを燃やした後の灰から作られる溶融スラグの保管施設を平成20年度に整備しました。生成した溶融スラグを路盤材等への再利用を目的に売却したことにより、最終処分場の埋立て量の削減と再資源化に成果が上がっています。

また、収集業務につきましては、可燃ごみ・古紙類の収集の一部を市直営で

行っていましたが、平成21年度から民間委託して収集経費の削減を図ったほか、可燃ごみの祝日収集を実施するなどの市民サービスの向上に取り組みました。

今後も、このようなごみ減量化・資源化施策の効果を維持していかなければなりません。第1次基本計画の策定から5年が経過し、ごみ処理有料化の実施などで本市のごみ処理の状況が変わってきたため、第1次基本計画で定めた施策の取り組み状況や目標の達成状況を評価し、施策を改善する必要があります。

また、平成23年度に「第2次米子市総合計画（米子いきいきプラン2011）」が新しく策定されたことから、新しい総合計画と整合した施策や処理計画とする必要があります。

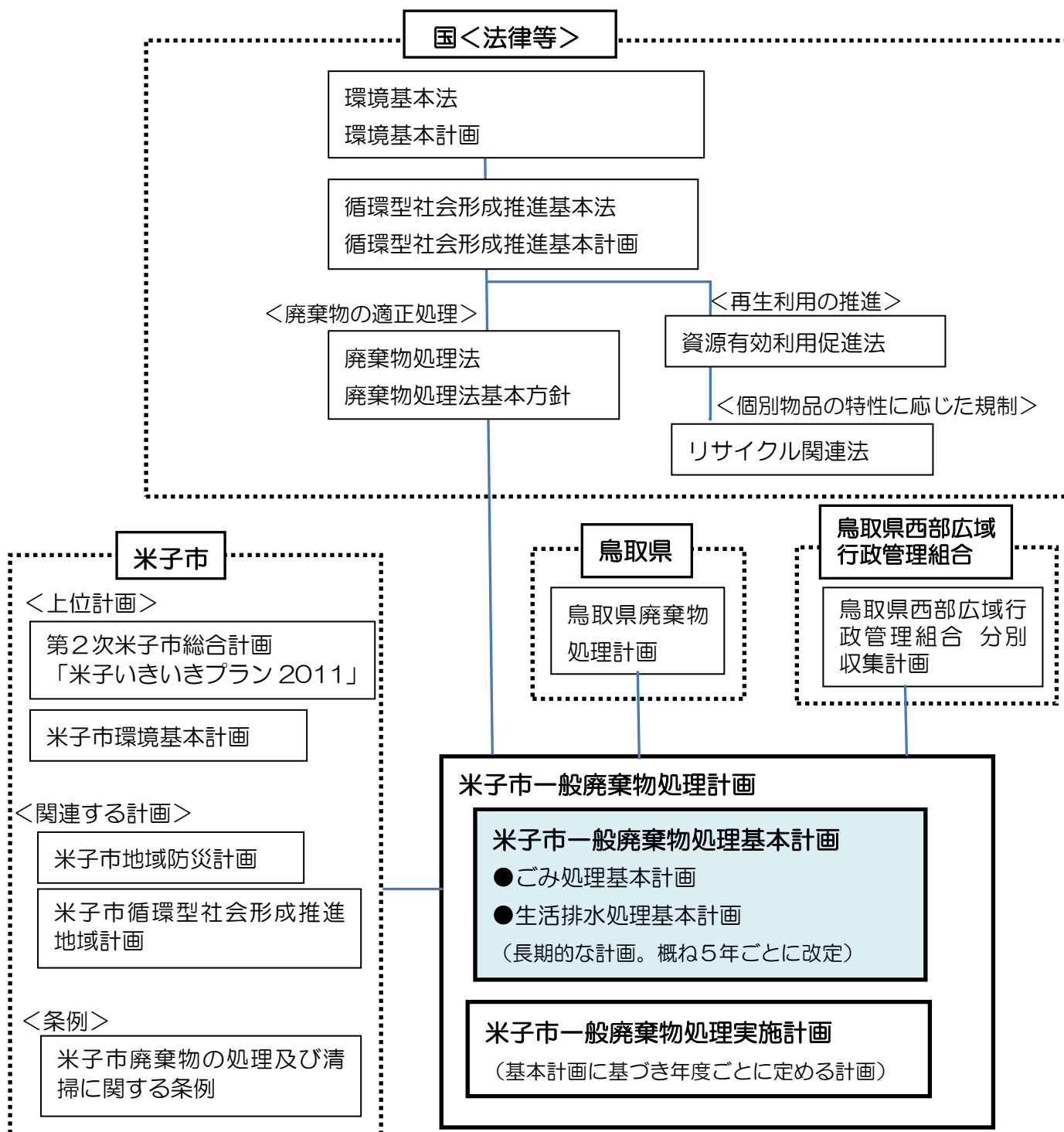
こうした状況を踏まえ、第1次基本計画を改定して必要な見直しを行うことにより、更なるごみの発生抑制や再資源化によるごみの減量化を図り、本市の実状に即した循環型社会の実現を目指すとともに、生活排水（し尿及び生活雑排水）を適正に処理して公共用水域の水質保全・改善を図ることとしました。

## 第2節 基本計画の位置付け

本計画は、「廃棄物処理法<sup>(※1)</sup>第6条第1項」に基づいて策定するものであり、長期的・総合的視野に立って、米子市における計画的なごみ処理の推進を図るためのごみ処理基本計画と、生活排水処理対策を図るための生活排水処理基本計画の2つの基本計画の基本方針からなるものです。

ごみ処理基本計画は、ごみの排出抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めています。生活排水処理基本計画は、生活排水と処理の過程で発生するし尿・浄化槽汚泥の適正な処理をするために必要な基本的事項を定めています。

(※1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律



### 第3節 計画の期間

本計画の期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とします。また、平成27年度を目標年度とし、計画の進捗状況の評価を行い、必要に応じて見直しを行います。

## 第2章 第2次米子市総合計画で描く将来像

### 第1節 将来構想

#### 1 米子市の基本構想

##### 「第2次米子市総合計画(米子いきいきプラン 2011)」

市の将来像である「生活充実都市・米子」のさらなる発展をめざした、今後の中長期にわたる総合的・計画的な市政運営の指針として、「第2次米子市総合計画(米子いきいきプラン 2011)」を平成23年7月に策定しました。

総合計画は、行政の各分野におけるまちづくりの計画のなかでもっとも上位に位置づけられる計画であり、まちづくりの総合的な指針を示すものです。

「米子いきいきプラン 2011」は、基本構想と基本計画で構成され、基本構想の計画期間を平成23年度から32年度までの10年間とし、次のとおり、『市の将来像』、『まちづくりの目標』を掲げています。

#### (1) 市の将来像

『生活充実都市・米子』

#### (2) まちづくりの目標

『ひと』がいきいき <生涯健やかで安全・安心に暮らせるまちづくり>  
まちづくりの根幹として、まちづくりの主役である市民が、住みなれた地域で幸せに暮らし続けられるまちをめざします。

『こころ』がいきいき <人を大切にし、豊かな心と文化を育むまちづくり>  
市民一人ひとりが、喜びと誇りを持って豊かな人生を送ることができるまちをめざします。

『ふるさと』がいきいき <人と自然が調和した快適で住みよいまちづくり>  
住む人にやさしく、地球にもやさしい、ふるさとであり続けられるまちをめざします。

『あした』がいきいき <活力とにぎわいを生み出す元気なまちづくり>  
日々の営みが活力を生み、人が集い、新たな魅力を創出しながら未来へと向うまちをめざします。

### (3) まちづくりの基本方向

まちづくりの基本方向について、ごみ処理及び生活排水処理に係る部分を抜粋すると以下のとおりです。

#### 『環境共生・循環型の地域社会づくり』

多様化する環境問題に対応するため、環境共生型社会の実現に向けて、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たしながら密接な連携の下に取り組めるよう、環境保全対策、新エネルギーの普及促進などの施策を総合的・計画的にすすめるとともに、ごみの減量化と再生利用を推進し、天然資源の消費が抑制され環境負荷が低減された循環型社会の構築に努めます。

#### ① 循環型社会づくりの推進

##### 【現況と課題】

大量生産、大量消費、大量廃棄型の生活様式が、便利で快適な生活をもたらす一方で、生活環境を悪化させる原因の一つであるといわれるようになってから、この間、資源やエネルギーには限りがあることを認識し、環境保全意識の高揚を図ることの重要性が増し、市民、事業者、行政が一体となって循環型社会の構築に向けた取組みを行ってきました。

今後も、こうした取組みを継続しながら、さらなる推進を図る必要があります。

##### 【計画目標】

- 1 循環型社会の構築に向けた取組みの推進を図ります。

##### 【主な施策】

- 1 循環型社会の構築
  - 環境保全及び資源・エネルギーの有効利用に関する意識啓発
  - リサイクル製品等に関する情報提供及び利用促進（グリーン購入）
  - 環境フェア等啓発イベントの開催等
  - クリーンセンターの基幹的設備改良の実施による CO2 排出量の削減

#### ② ごみの減量化・再生利用化の推進

##### 【現況と課題】

ごみ減量化の一層の推進等を目的に実施したごみ処理有料化を契機に、平成19年度はごみの排出量が大きく減少し、その後も少しずつ減少しています。

また、クリーンセンターの焼却灰の熔融スラグ化の推進などにより、平成21年度から、ごみのリサイクル（再使用及び再生利用）も進んできています。

天然資源の消費が抑制され環境負荷が低減された循環型社会の実現に向けて、今後も、市民や事業者の協力を得ながら、ごみの発生を抑制してごみの減量化を図るとともに、ごみの再生利用を推進する必要があります。

**【計画目標】**

- 1 ごみの減量化を図ります。
- 2 ごみの再生利用の推進を図ります。

**【主な施策】**

- 1 ごみの減量化
  - 生ごみの減量対策への取組み
  - 広報、ごみ情報誌等による啓発の推進
  - 自治会・公民館等での説明会の開催
- 2 ごみの再生利用の推進
  - 分別収集の徹底
  - リサイクル推進員及び自治会等との連携の強化
  - 資源ごみ回収運動の推進

指標名	現状値 H21年度	目標値 H27年度	説明
平成19年度を基準としたごみの削減率	5.2%	5.2%	平成19年度のごみ処理有料化を契機に、ごみの排出量は年々減少しています。 今後も、ごみの発生抑制を市民や事業者働きかけ、現状並の削減率を維持することを目標とします。
ごみのリサイクル率	20.2%	21.0%	ごみのリサイクル(再使用及び再生利用)率を今後も維持していくため、分別収集や資源ごみ回収運動などを継続的に推進することによって、現状からさらに0.8ポイント向上することを目標とします。

**『豊かな自然環境の保全と活用』**

**① 生活排水対策の推進**

**【現況と課題】**

本市では、生活排水対策として、公共下水道事業をはじめ農業集落排水事業、合併処理浄化槽の普及事業等に計画的に取り組んできましたが、平成21年度末の汚水処理人口普及率<sup>(※1)</sup>は85.1%で、鳥取県平均の89.8%、全国平均の85.7%を下回っています。

## 第1部 計画の概要と市の将来像

これらの生活排水対策事業は、市民の生活環境や公衆衛生の向上だけでなく、河川等の公共用水域の水質保全を図る上で重要な役割を果たすものです。

このため、引き続き、管渠等施設整備を計画的に推進するとともに、水洗化率<sup>(※2)</sup>の向上を図ることが必要です。また、下水道汚泥の有効利用についても取り組んでいく必要があります。

(※1) 汚水処理人口普及率＝汚水処理可能人口／行政人口

(※2) 水洗化率＝水洗便所設置済み人口／汚水処理施設整備済み区域内人口

### 【計画目標】

- 1 計画的な汚水処理施設整備の推進と適切な維持管理を図ります。
- 2 水洗化率の向上を図ります。
- 3 汚泥の有効利用を図ります。
- 4 合併浄化槽の普及促進を図ります。

### 【主な施策】

- 1 計画的な整備の推進と施設の適切な維持管理
  - 未整備地区の計画的な整備
  - 下水道施設の長寿命化支援制度による効率的な改築、更新
- 2 水洗化率の向上
  - 広報のほか、イベント等を通じての普及活動
  - 戸別訪問による効率的な普及促進
- 3 下水道汚泥の有効利用
  - 下水道汚泥の資源化
- 4 合併処理浄化槽の普及促進
  - 公共下水道事業認可区域外及び農業集落排水事業区域外について合併処理浄化槽の普及促進

指標名	現状値 H21年度	目標値 H27年度	説明
汚水処理人口普及率	85.1%	90.4%	本市の人口のうち、汚水処理施設(公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等)を使えるようになった市民の割合を表します。 汚水処理施設の計画的な整備を進めることにより、5.3ポイント増やすことを目標とします。
水洗化率	84.6%	86%	汚水処理施設が使えるようになった市民のうち、水洗便所に改造し、汚水処理施設に接続した市民の割合を表します。 市民への普及活動を推進し、毎年0.3ポイント増やすことを目標とします。



## 第2節 基本指標

第2次米子市総合計画において、次のとおり本市の将来の人口、世帯数などを、基本指標として推計しています。

### 1 人口

#### (1) 総人口

本市の人口は、平成22年の国勢調査（県公表の概数値）によると148,090人であり、将来人口は、平成27年に145,218人、平成32年には141,236人と推計され、減少傾向が続くことが予測されます。

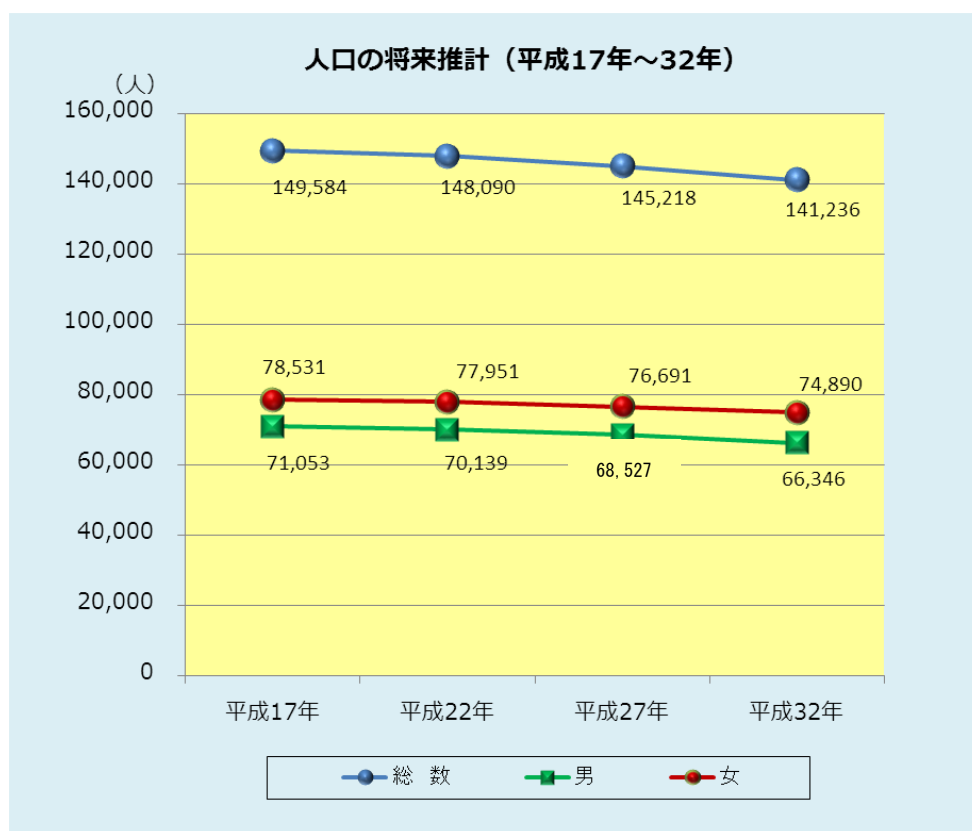


図1-2-1 人口の将来推計

#### (2) 年齢別人口

将来の年齢3区分別人口は、平成32年には、若年者人口が19,223人（13.6%）、生産年齢人口が79,605人（56.4%）、高齢者人口が42,408人（30.0%）と推計されます。

## 第1部 計画の概要と市の将来像

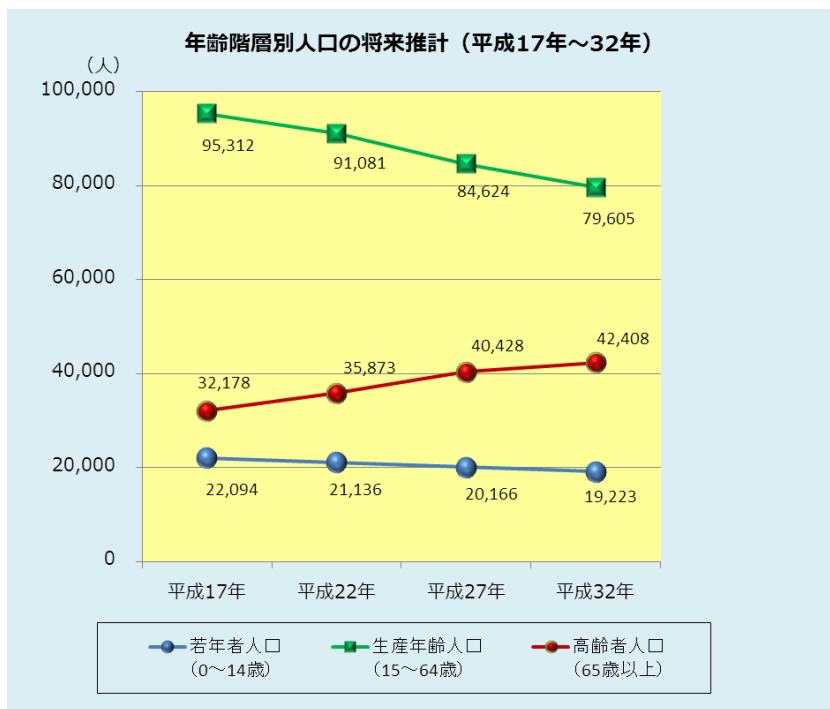


図1-2-2 年齢別人口の将来推計

### (3) 産業別就業人口

将来の就業人口は減少すると予測され、本構想の目標年度である平成32年には、総就業人口70,252人で、第1次産業就業者が2,684人(3.8%)、第2次産業就業者が15,842人(22.6%)、第3次産業就業者が51,726人(73.6%)と推計されます。

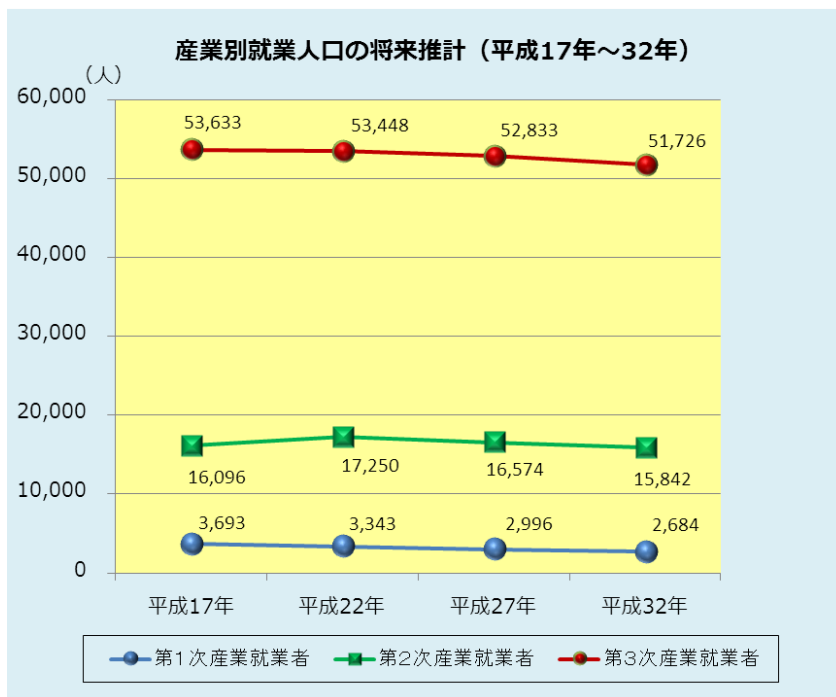


図1-2-3 産業別就業人口の将来推計

## 2 世帯数

平成22年の国勢調査（県公表の概数値）によると、本市の世帯数は57,565世帯で、平成17年と比べ、総人口は減少しているものの、核家族化の進行や単身世帯の増加により世帯数は増加しています。

しかしながら、今後は、総人口の減少に伴って世帯数も減少すると予測され、平成32年には56,819世帯と推計されます。

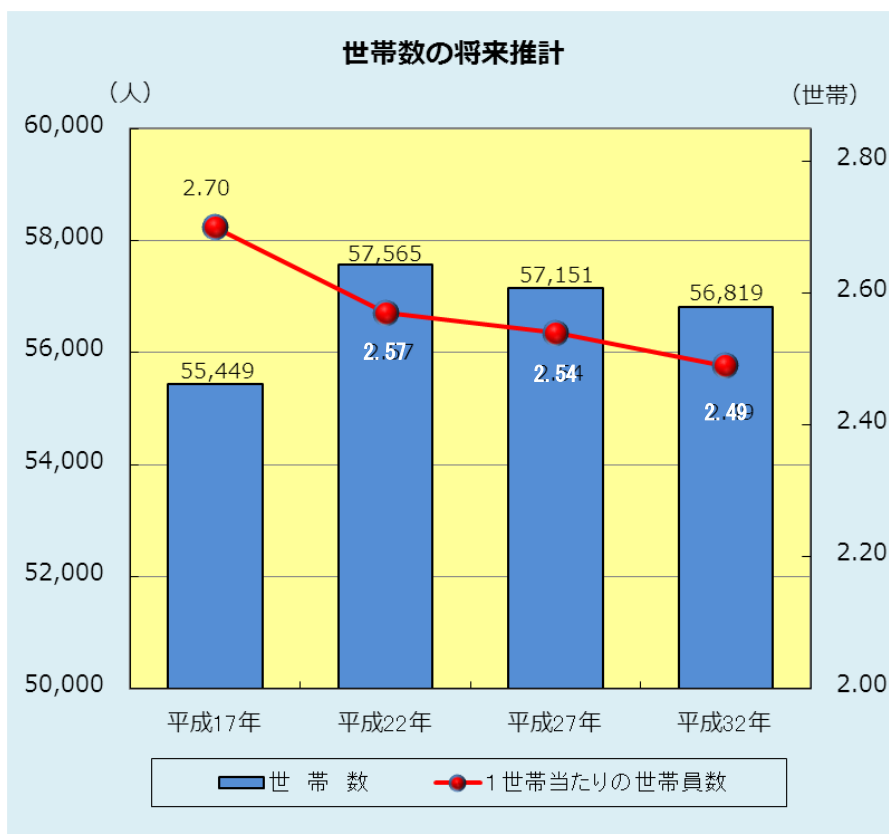


図1-2-4 世帯数の将来推計